

【労働時間規制一覧表】

No.	労基法その他の根拠規定	規制対象となる時間	上限・限度の規制内容	単位	1日法定労働時間	1週法定労働時間	法定休日労働時間	1週間の総労働時間	割増率	罰則等
1	32条	1日間の法定労働時間	8時間以内	日	—	なし	なし	なし	0.25	32条、37条
2	32条	1週間の法定労働時間	40時間以内	日	含まず	—	含まず	考慮せず	0.25	32条、37条
3	35条	法定休日労働	1回	週	考慮せず	考慮せず	—	なし	0.35	35条、37条
4	36条第4項	36協定で設定可能な1月間の時間外労働	45時間以内	月	含む	含む	含まず	考慮せず	—	32条
5	36条第4項	36協定で設定可能な1年間の時間外労働	360時間以内	年	含む	含む	含まず	考慮せず	—	32条
6	36条第5項	特別条項で設定可能な1月間の時間外労働・法定休日労働	100時間未満	月	含む	含む	含む	考慮せず	努力義務	32条
7	36条第5項	特別条項で設定可能な1年間の時間外労働	720時間以内	年	含む	含む	含まず	考慮せず	努力義務	32条
8	36条第5項	1月間45時間超を設定できる月数	6月以内	年	なし	なし	なし	なし	—	32条
9	36条第6項第1号	危険有害業務の法定時間外・休日労働	2時間以内	日	適用	なし	適用	なし	—	36条第6項
10	36条第6項第2号	1月間の法定時間外・休日労働時間	100時間未満	月	含む	含む	含む	考慮せず	—	36条第6項
11	36条第6項第3号	1月平均の法定時間外・休日労働時間	80時間以内	2～6月	含む	含む	含む	考慮せず	—	36条第6項
12	37条	5割増の割増賃金支払い義務	60時間超	月	含む	含む	含まず	考慮せず	0.50	37条
13	37条	深夜(22時～5時)時間帯の割増賃金	—	—	併用	併用	併用	考慮せず	0.25	37条
14	労災(脳、心臓)	1月間の週40時間超労働時間	おおむね100時間超	月	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	関連性強い
15	労災(脳、心臓)	2～6月間平均の週40時間超労働時間	おおむね80時間超	2～6月	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	関連性強い
16	労災(精神障害)	1月間の週40時間超労働時間	おおむね160時間	月	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	極度の強
17	労災(精神障害)	3週間の週40時間超労働時間	おおむね120時間	3週間	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	極度の強
18	労災(精神障害)	2月間の週40時間超労働時間	おおむね120時間	2月	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	強
19	労災(精神障害)	3月間の週40時間超労働時間	おおむね100時間超	3月	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	強
20	安衛法 面接指導	1月間の法定労働時間超労働時間	80時間超	月	考慮せず	考慮せず	含む	考慮	—	義務

●No.4,5,7,12の労働時間の積算方法は同じである。

●No.6,10,11の労働時間の積算方法は同じである。

●法119条により罰則が適用されると、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金となる。

●労災認定基準では、「時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数である。」とされている。

●労災認定の起算日は、「発症前」とされており、歴月・1賃金支払期等に拘束されない。

●労災認定基準は、「1週間の時間外労働×4週+2日=30日」という加点方式。

●安全衛生法の面接指導は、「1月間の総労働時間-1月間の法定労働時間」という減点方式。